

第1 募集要項

1. 新規発行債券（3年債）

銘 柄	第4回 独立行政法人福祉医療機構債券	券 面 総 額	金 30,000,000,000 円
記名・無記名の別	無記名式	発 行 価 額 の 総 額	金 29,991,000,000 円
各債券の金額	1,000万円及び1億円の2種	申 込 期 間	平成17年6月3日
発 行 価 格	額面100円につき金99円97銭	申 込 証 拠 金	額面100円につき金99円97銭とし、 払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年0.27パーセント	払 込 期 日	平成17年6月17日
利 払 日	毎年6月20日及び12月20日	申 込 取 扱 場 所	別項引受証券会社の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	平成20年6月20日	登 録 機 関	株式会社三井住友銀行 東京都中央区日本橋小伝馬町13番6号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成17年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成17年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「12. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成20年6月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「12. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
取 得 格 付	取 得 格 付 格 付 機 関 格 付 取 得 月 日	A A 株式会社格付投資情報センター 平成17年6月3日	
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

<p>摘 要</p>	<p>1. 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の平成 17 年 6 月 3 日付第 4 回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。</p> <p>2. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1) 機構が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 機構が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。</p> <p>(4) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、会社整理、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>(5) 機構が独立行政法人福祉医療機構法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本債券の債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、募集の受託会社が本債券の存続を不適当であると認め、機構にその旨を通知したとき。</p> <p>3. 期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 7 項（2）の定める方法により公告する。</p> <p>4. 債券の喪失</p> <p>(1) 本債券の債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を機構に届け出て、かつ公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、機構は、代り債券をその者に交付することができる。</p> <p>(2) 本債券の利札を喪失した場合は、代り利札はこれを交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、支払期日の到来したのものに対してはその利息を支払う。</p> <p>(3) 本債券の債券を毀損又は汚損した場合は、その債券と引換えに代り債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例による。</p> <p>5. 代り債券の交付の費用</p> <p>機構は、代り債券を交付する場合は、これに要した費用を徴収する。本債券の登録を抹消して債券の交付の請求があった場合もまた同様とする。</p> <p>6. 欠缺利札の取扱</p> <p>(1) 償還のために提出される本債券の債券で、その償還の日以降に支払期日の到来する利札に欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。</p> <p>(2) 前号の利札の所持人は、本欄第 12 項に定める元利金支払場所にこれを提出して、その利札と引換えに利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。</p> <p>7. 公告の方法</p> <p>(1) 機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p>
------------	---

<p>摘 要</p>	<p>8. 債券原簿の公示 機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>9. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。 (4) 本債券総額の10分の1以上に当たる債権者は、その保有する本債券（又は登録内容証明書）並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 債権者集会においては、債権者は、募集の受託会社に提出した本債券（又は登録内容証明書）につき、額面1,000万円につき1個の議決権を有するものとする。ただし、当該集会の会日の1週間前までに本債券（又は登録内容証明書）を募集の受託会社に提出しなければならない。 (6) 債権者集会の決議は、本債券総額の過半数に当たる債権者が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき 決議が不当の方法によって成立したとき 決議が著しく不公正なとき 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。 (8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (9) 本項(4)乃至(6)の規定は、機構の所有する本債券については、これを除外する。 (10) 本項の手續に要する合理的な費用は機構の負担とする。</p> <p>10. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>11. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p> <p>12. 元利金支払場所 株式会社三井住友銀行本店、東京営業部、大阪本店営業部、神戸営業部並びに札幌、仙台、千葉、大宮、横浜、新潟、長野、静岡、名古屋、金沢、京都、岡山、広島、高松、福岡及び鹿児島各支店 みずほ証券株式会社本店 UFJつばさ証券株式会社本店 日興シティグループ証券株式会社本店 野村証券株式会社本店 大和証券エスエムピーシー株式会社本店 しんきん証券株式会社本店 三菱証券株式会社本店 新光証券株式会社本店</p>
------------	--

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（3年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 13,800	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は総額4,750万円とする。
	UFJつばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	13,800	
	日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	400	
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	400	
	大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	400	
	しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目1番1号	400	
	三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	400	
	新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	400	
	計		30,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

3. 新規発行債券（10年債）

銘 柄	第5回 独立行政法人福祉医療機構債券	券 面 総 額	金 40,000,000,000 円
記名・無記名の別	無記名式	発 行 価 額 の 総 額	金 39,992,000,000 円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円及び1億円の2種	申 込 期 間	平成 17 年 6 月 3 日
発 行 価 格	額面 100 円につき金 99 円 98 銭	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金 99 円 98 銭とし、 払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年 1.40 パーセント	払 込 期 日	平成 17 年 6 月 17 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受証券会社の本店
償 還 期 限	平成 27 年 6 月 19 日	登 録 機 関	株式会社三井住友銀行 東京都中央区日本橋小伝馬町 13 番 6 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 17 年 12 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。ただし、平成 26 年 12 月 21 日から償還期日までの利息は一括して償還期日に支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成 17 年 6 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「12. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還金額</p> <p>額面 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成 27 年 6 月 19 日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「12. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
取 得 格 付	取 得 格 付 格 付 機 関 格 付 取 得 月 日	A A 株式会社格付投資情報センター 平成 17 年 6 月 3 日	
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

<p>摘 要</p>	<p>1. 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の平成 17 年 6 月 3 日付第 5 回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。</p> <p>2. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1) 機構が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 機構が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。</p> <p>(4) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、会社整理、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>(5) 機構が独立行政法人福祉医療機構法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本債券の債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、募集の受託会社が本債券の存続を不相当であると認め、機構にその旨を通知したとき。</p> <p>3. 期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 7 項（2）の定める方法により公告する。</p> <p>4. 債券の喪失</p> <p>(1) 本債券の債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を機構に届け出て、かつ公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、機構は、代り債券をその者に交付することができる。</p> <p>(2) 本債券の利札を喪失した場合は、代り利札はこれを交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、支払期日の到来したのものに対してはその利息を支払う。</p> <p>(3) 本債券の債券を毀損又は汚損した場合は、その債券と引換えに代り債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例による。</p> <p>5. 代り債券の交付の費用</p> <p>機構は、代り債券を交付する場合は、これに要した費用を徴収する。本債券の登録を抹消して債券の交付の請求があった場合もまた同様とする。</p> <p>6. 欠缺利札の取扱</p> <p>(1) 償還のために提出される本債券の債券で、その償還の日以降に支払期日の到来する利札に欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。</p> <p>(2) 前号の利札の所持人は、本欄第 12 項に定める元利金支払場所にこれを提出して、その利札と引換えに利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。</p> <p>7. 公告の方法</p> <p>(1) 機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p>
------------	---

<p>摘 要</p>	<p>8. 債券原簿の公示 機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>9. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。 (4) 本債券総額の10分の1以上に当たる債権者は、その保有する本債券（又は登録内容証明書）並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 債権者集会においては、債権者は、募集の受託会社に提出した本債券（又は登録内容証明書）につき、額面1,000万円につき1個の議決権を有するものとする。ただし、当該集会の会日の1週間前までに本債券（又は登録内容証明書）を募集の受託会社に提出しなければならない。 (6) 債権者集会の決議は、本債券総額の過半数に当たる債権者が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき 決議が不当の方法によって成立したとき 決議が著しく不公正なとき 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。 (8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (9) 本項(4)乃至(6)の規定は、機構の所有する本債券については、これを除外する。 (10) 本項の手續に要する合理的な費用は機構の負担とする。</p> <p>10. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>11. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p> <p>12. 元利金支払場所 株式会社三井住友銀行本店、東京営業部、大阪本店営業部、神戸営業部並びに札幌、仙台、千葉、大宮、横浜、新潟、長野、静岡、名古屋、金沢、京都、岡山、広島、高松、福岡及び鹿児島各支店 みずほ証券株式会社本店 日興シティグループ証券株式会社本店</p>
------------	---

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 日興シティグループ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都港区赤坂五丁目2番20号	百万円 20,000 20,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は総額1億1,000万円とする。
	計		40,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

5. 新規発行債券（20年償）

銘 柄	第6回 独立行政法人福祉医療機構債券	券 面 総 額	金 10,000,000,000 円
記名・無記名の別	無記名式	発 行 価 額 の 総 額	金 9,996,000,000 円
各債券の金額	1,000万円及び1億円の2種	申 込 期 間	平成 17 年 6 月 3 日
発 行 価 格	額面 100 円につき金 99 円 96 銭	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金 99 円 96 銭とし、 払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利 率	年 2.11 パーセント	払 込 期 日	平成 17 年 6 月 17 日
利 払 日	毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受証券会社の本店
償 還 期 限	平成 37 年 3 月 19 日	登 録 機 関	株式会社三井住友銀行 東京都中央区日本橋小伝馬町 13 番 6 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 17 年 9 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。ただし、平成 36 年 9 月 21 日から償還期日までの利息は一括して償還期日に支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成 17 年 9 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「12. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還金額</p> <p>額面 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成 37 年 3 月 19 日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「12. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
取 得 格 付	取 得 格 付 格 付 機 関 格 付 取 得 月 日	A A 株式会社格付投資情報センター 平成 17 年 6 月 3 日	
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

<p>摘 要</p>	<p>1. 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の平成 17 年 6 月 3 日付第 6 回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。</p> <p>2. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1) 機構が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 機構が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の 1 箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。</p> <p>(4) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、会社整理、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>(5) 機構が独立行政法人福祉医療機構法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本債券の債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、募集の受託会社が本債券の存続を不相当であると認め、機構にその旨を通知したとき。</p> <p>3. 期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第 7 項（2）の定める方法により公告する。</p> <p>4. 債券の喪失</p> <p>(1) 本債券の債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を機構に届け出て、かつ公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、機構は、代り債券をその者に交付することができる。</p> <p>(2) 本債券の利札を喪失した場合は、代り利札はこれを交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、支払期日の到来したのものに対してはその利息を支払う。</p> <p>(3) 本債券の債券を毀損又は汚損した場合は、その債券と引換えに代り債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例による。</p> <p>5. 代り債券の交付の費用</p> <p>機構は、代り債券を交付する場合は、これに要した費用を徴収する。本債券の登録を抹消して債券の交付の請求があった場合もまた同様とする。</p> <p>6. 欠缺利札の取扱</p> <p>(1) 償還のために提出される本債券の債券で、その償還の日以降に支払期日の到来する利札に欠缺したものがあるときは、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。</p> <p>(2) 前号の利札の所持人は、本欄第 12 項に定める元利金支払場所にこれを提出して、その利札と引換えに利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。</p> <p>7. 公告の方法</p> <p>(1) 機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p>
------------	---

摘 要

8. 債券原簿の公示

機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 本債券の債権者集会

(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。

(2) 債権者集会は、東京都において行う。

(3) 債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。

(4) 本債券総額の10分の1以上に当たる債権者は、その保有する本債券（又は登録内容証明書）並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。

(5) 債権者集会においては、債権者は、募集の受託会社に提出した本債券（又は登録内容証明書）につき、額面1,000万円につき1個の議決権を有するものとする。ただし、当該集会の会日の1週間前までに本債券（又は登録内容証明書）を募集の受託会社に提出しなければならない。

(6) 債権者集会の決議は、本債券総額の過半数に当たる債権者が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。

債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき

決議が不当の方法によって成立したとき

決議が著しく不公正なとき

決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき

(7) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ又は書面をもって、意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。

(8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。

(9) 本項(4)乃至(6)の規定は、機構の所有する本債券については、これを除外する。

(10) 本項の手續に要する合理的な費用は機構の負担とする。

10. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務

(1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。

(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

11. 募入方法

応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。

12. 元利金支払場所

株式会社三井住友銀行本店、東京営業部、大阪本店営業部、神戸営業部並びに札幌、仙台、千葉、大宮、横浜、新潟、長野、静岡、名古屋、金沢、京都、岡山、広島、高松、福岡及び鹿児島各支店

みずほ証券株式会社本店

6. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（20年債）

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 10,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
	計		10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

7. 本債券の発行により調達する資金の用途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
79,979,000,000円	229,000,000円	79,750,000,000円

(注) 上記金額は、第4回独立行政法人福祉医療機構債券、第5回独立行政法人福祉医療機構債券及び第6回独立行政法人福祉医療機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の用途

上記の手取概算額79,750,000,000円は、機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号に定める福祉貸付事業、第2号及び第3号に定める医療貸付事業並びに第12号に定める年金担保貸付事業の貸付原資に充当されます。